

本部組織変更に伴う保安規定と許可申請書との整理表
(原子力科学研究所 原子炉施設保安規定
と原子炉設置変更許可申請書との整理表)

第 9 編 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

令和 6 年 2 月 9 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全・核セキュリティ統括本部

本部組織変更に伴う保安規定と許可申請書との整理表（原子力科学研究所 原子炉施設保安規定と原子炉設置変更許可申請書との整理表）

| 現行保安規定（変更予定箇所は変更方針を朱書き下線で示す。） | 許可申請書 | 説明 |
|--|---|---|
| <p>(変更予定なし)</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。 (2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合がとれていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。 a) 変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） b) 品質マネジメントシステムの有効性の維持 c) 資源の利用可能性 d) 責任及び権限の割当て</p> | <p>9. 試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>試験研究用等原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、次の品質管理体制の計画（以下「品質管理計画」という。）に定める要求事項に従って、保安活動の計画、実施、評価及び改善を行う。</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的 ～5.3 品質方針 （記載省略）</p> <p>5.4 計 画 5.4.1 品質目標 （記載省略）</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1)理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画を策定する。 (2)理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。 a)変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。） b)品質マネジメントシステムの有効性の維持 c)資源の利用可能性 d)責任及び権限の割当て</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限 （記載省略）</p> | <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （保安活動の実施部門の長として、管理責任者を安全・核セキュリティ担当理事に担わせる。）</p> |

本部組織変更に伴う保安規定と許可申請書との整理表（原子力科学研究所 原子炉施設保安規定と原子炉設置変更許可申請書との整理表）

| 現行保安規定（変更予定箇所は変更方針を朱書き下線で示す。） | 許可申請書 | 説明 |
|---|---|---|
| <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）及び研究所においては原子力科学研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c) 組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d) 関係法令を遵守する。</p> <p><u>→「原子力科学研究所担当理事」を「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更予定。</u></p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p> <p>a) 内部監査の結果</p> <p>b) 組織の外部の者からの意見</p> <p>c) 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）</p> <p>d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>e) 安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>f) 関係法令の遵守状況</p> <p>g) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>h) 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</p> <p>i) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>j) 改善のための提案</p> <p>k) 資源の妥当性</p> | <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1)理事長は、保安活動の実施部門の長、監査プロセスの長を管理責任者として任命する。また、理事長は、本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者を本部の管理者の中から任命する。</p> <p>(2)管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a)品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</p> <p>b)品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</p> <p>c)組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</p> <p>d)関係法令を遵守する。</p> <p>5.5.3 管理者 (記載省略)</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション (記載省略)</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般 (記載省略)</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</p> <p>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p> <p>a)内部監査の結果</p> <p>b)組織の外部の者からの意見</p> <p>c)保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況（品質目標の達成状況を含む。）</p> <p>d)使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果</p> <p>e)安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況（安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>f)関係法令の遵守状況</p> <p>g)不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況</p> <p>h)前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</p> <p>i)品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</p> <p>j)改善のための提案</p> <p>k)資源の妥当性</p> | <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>（保安活動の実施部門の長として、管理責任者を安全・核セキュリティ担当理事に担わせる。）</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> |

本部組織変更に伴う保安規定と許可申請書との整理表（原子力科学研究所 原子炉施設保安規定と原子炉設置変更許可申請書との整理表）

| 現行保安規定（変更予定箇所は変更方針を朱書き下線で示す。） | 許可申請書 | 説明 |
|--|--|--|
| <p>1) 保安活動の改善のために実施した処置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む（8.5.2項(3)項a）において同じ。）の有効性</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。 a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 b) 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善 c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 e) 関係法令の遵守に関する改善 (2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。 (3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</p> <p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の確保 理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、契約部長、原子力科学研究所担当理事、所長及び部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。 (1) 人的資源（要員の力量） (2) インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系） (3) 作業環境 (4) その他必要な資源 <u>→「原子力科学研究所担当理事」を「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更予定</u> <u>→「契約部長」を「財務契約部長」に変更予定</u></p> <p>6.2 人的資源 6.2.1 一般 (1) 理事長、安全・核セキュリティ統括本部長、安全管理部長、統括監査の職、契約部長、原子力科学研究所担当理事、所長、部長及び課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。 (2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。 (3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。 <u>→「原子力科学研究所担当理事」を「安全・核セキュリティ統括本部担当理事」に変更予定</u> <u>→「契約部長」を「財務契約部長」に変更予定</u></p> | <p>1)保安活動の改善のために実施した処置の有効性</p> <p>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット (1)理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。 a)品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善 b)業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善 c)品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源 d)健全な安全文化の育成及び維持に関する改善 e)関係法令の遵守に関する改善 (2)マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。 (3)管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</p> <p>6. 資源の運用管理 6.1 資源の確保 保安に係る組織は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。 (1)人的資源（要員の力量） (2)インフラストラクチャ（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系） (3)作業環境 (4)その他必要な資源</p> <p>6.2 人的資源 6.2.1 一般 (1)保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。 (2)保安に係る組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。 (3)外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> | <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （以降、「保安に係る組織」として許可に記載されており、「契約部長」が「財務契約部</p> |

本部組織変更に伴う保安規定と許可申請書との整理表（原子力科学研究所 原子炉施設保安規定と原子炉設置変更許可申請書との整理表）

| 現行保安規定（変更予定箇所は変更方針を朱書き下線で示す。） | 許可申請書 | 説明 |
|-------------------------------|--|------------------------|
| | <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識 （記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施～8.5 改善 （記載省略）</p> | <p>長」として組織 改正)</p> |